

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会

第15回 学校部会会議録

日 時 令和5年11月30日(木) 19時00分 開会

場 所 宇治市立西小倉中学校 視聴覚室

会 議 日 程

1. 学校部会協議

①開会

②通学路(案)について

③校名等の検討について

④その他

⑤閉会

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(委員長)

山花啓伸

(委員)

西川千香子 門脇洋子 白藤友子 荻 宏美

栗下加代子 市橋公也 手塚ゆかり 中山牧子

戎谷裕子 貝村 愛 大西育代 馬淵伸一

(事務局 教育委員会)

学校改革推進課長 吉川貴之 学校改革推進課副課長 平山幸司

学校改革推進課総括指導主事 坂上敬宣 学校改革推進課 芦田健史

学校改革推進課 半田悠祐 学校改革推進課 瀬野克幸

学校改革推進課 島田尚明

開 会 (19時00分)

1. 学校部会協議

① 開会

委員長が「西小倉地域小中一貫校整備検討委員会第15回学校部会」の開会を宣言する。

② 通学路(案)について

市橋校長から「通学路(案)について」説明する。

《市橋校長から説明》

それでは、通学路案について説明いたします。

「資料1 通学路検討チームの活動状況について」をご覧ください。

資料の通り、3小学校ごとに通学路検討チームを編成し、通学路の検討を行ってきました。今の小学校区から現在の西小倉中学校まで安全に登下校できるルート、特に基幹となるルートを考え、その考えたルートを実際に歩き、道の状況、通行状況などを調べるなどして、意見交換を行い、検討を進めてきました。また、各チームでは、検討チームとしての活動以外にも保護者等の皆様が中心になり、場所・道の現地確認などを行っていただきました。

次に「資料2 通学路検討チーム基幹線案に係る検討内容」をご覧ください。検討会議で出たご意見の一例としましては、『地図上A地点では、西陣書店横から道路を横断し南進するための、横断歩道の設置および車両が減速するようなバンプ等の設置が必要』、『地図上I地点では、横断者が滞留するスペースもない現状のため、信号設置を設置するための南東側のスペースを滞留スペース等に活用できるよう改修を求める』といった意見が出ており、交通政策課、道路建設課といった担当課や、宇治警察との現地確認や協議を行い、要望している安全対策について意見をいただきました。

これらの通学路検討チームの会議や現地調査、宇治市の関係課や宇治警察との協議等をふまえ、「資料3 通学路案」としてまとめました。

「資料3 通学路案」をご覧ください。左上の凡例のとおり、太い青矢印が、主な通学路基幹線であり、三角は、その周辺の令和4年度時点の児童数となっています。

通学路の基幹線としましては、安田地域からは、①から24号線を渡って②へ進み、②信号で府道を北側に渡り、③まで川沿いを進み、③から住宅街を通過して北門から学校へ入ります。

南遊田地域からは、西小倉小学校前の⑧の点滅信号で市道『遊田線』を渡り、西小倉小学校敷地が通れば西小倉保育所沿いを通過して住宅街に入り、北門へ向かいます。その他の案としては、西小倉保育所前の歩道を通り⑨から住宅街へ入って北門へ向かう案と⑦から川沿いの遊歩道をとって⑭を経由し、⑮まで進み、正門へ向かう案があります。

蓮池地域からは⑤から市道『小倉安田線』の北側と南側の歩道を通って⑥まで進みます。ここから⑦を経由して北門に至るルートと、⑥から桜並木を通って山際通りから正門へ向かうルートの2案があります。なお、⑬の箇所では横断歩道やカラー化の安全対策を要望しております。

西浦地域からは横断歩道が西陣書店前に設置されれば、A地点で南へ進み、⑩から⑪を南下して山際通りに出ます。A地点での横断歩道等の設置が難しい場合は、蓮池地域からと同様、⑤から市道小倉安田線の北側と南側の歩道を通って⑥まで進み、ここから西進して北門へ向かうルートと、⑥から南進して正門へ向かうルートの2案があります。

⑮の交差点は多くの児童生徒が通ることになることから信号機の設置を要望しております。

以上が通学路検討チームで検討してきた通学路案となります。説明は以上です。

事務局：今後、宇治市において、この通学路案の安全対策について、さらに検討を進め、開校までの間に、関係各課、関係機関との調整を経て、必要な安全対策等の検討・実施を進めさせていただきたいと考えております。その後、地域ごとに登校班ごとにどの基幹線を通って通学していくか等を開校までに検討していただくこととなります。

③ 校名等の検討について

事務局から「校名等の検討について」説明する。

《事務局より説明》

次に、「3 校名等の検討について」、資料④等に基づいて説明いたします。

(仮称)西小倉地域小中一貫校の校名や校章、校歌等を考えていくにあたり、本日学校部会の皆さまで歴史や他市の事例等を共有したうえで、グループワークをしていただき、様々なご意見をいただきたいと思いますと考えており、その議論の題材となればと思います。資料④について説明させていただきます。

それでは、統合校の例として、本市の宇治黄檗学園および他市町の学校統合について5つの事例を説明いたします。

説明に先立ちまして、表の施設区分にある「施設一体型小中一貫校」と「義務教育学校」について触れさせていただきます。この内容は資料にはなく、口頭で説明いたします。

まず、義務教育学校は、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、学校教育法の改正により新たにできた学校種で、小学校、中学校と並んで義務教育学校として学校教育法第1条に定義されています。就業年数が前期課程6年と後期課程3年の併せて9年間となっており、9年間の一貫した教育を行う学校です。そして、一人の校長、一つの教職員組織となっています。学校評価、学校運営協議会、いじめ防止基本方針等は

一つの学校として設置や策定されます。

一方、宇治黄檗学園のような施設一体型小中一貫校とは、小学校と中学校が同じ敷地に設置されており、小学校6年、中学校3年の義務教育9年間を通して、一貫した切れ目ない相談・支援体制を構築し、学力の充実・向上や豊かな人間性や社会性を育む小中一貫教育を実施しています。学校評価、学校運営協議会、いじめ防止基本方針等は小中学校それぞれで設置や策定される場合もあります。

あくまでも宇治黄檗学園という名称は愛称であり、宇治市学校設置に関する条例により、それぞれ宇治小学校と黄檗中学校として設置されています。教職員体制も小中学校で別々の組織となっています。宇治黄檗学園としては、校長・副校長が一人ずつとなっています。

それでは、①本市の宇治黄檗学園です。開校時期は平成24年4月です。施設区分は施設一体型小中一貫校です。

統合等の経過は、宇治小学校の敷地内に黄檗中学校を新設しました。

校名については、公募し、市民による一次選考を行い、選考委員会で決定しました。小中一貫校の愛称として、「宇治黄檗学園」、新設の中学校名を「黄檗中学校」としました。校章・校歌については、宇治小学校の校章・校歌を学園章・校歌としました。

②大阪府守口市のさつき学園です。開校時期は平成28年4月、施設区分は義務教育学校ですが、当初は施設一体型小中一貫校を予定しており、校名の公募もその形で実施しました。統合等の経過については、滝井小学校、春日小学校と第三中学校の2小1中の統合です。校名については、小中一貫校の愛称を「さつき学園」、新設の小・中学校名を「さつき小学校」「さつき中学校」に決定しました。開校時は義務教育学校として設置されたため、「さつき学園」が校名となっています。校章・校歌は公募し、統合校連絡会という組織で選考されました。

③京都市の向島秀蓮小中学校です。開校時期は平成31年4月で、施設区分は義務教育学校です。統合等の経過は、向島南小学校、向島二の丸小学校、二の丸北小学校と向島中学校の3小1中の統合です。校名は、公募し、創設協議会という組織で決定しました。校章・校歌は公募せず、専門家等に依頼して作成しました。

④奈良市のならやま小中学校です。令和4年4月の開校です。施設区分は施設一体型小中一貫校です。統合等の経過は右京小学校、神功小学校と平城西中学校の2小1中の統合です。校名については、公募し、開校準備委員会という組織で3つの候補に絞り、児童生徒・保護者への3択のアンケートで、小中一貫校の愛称を「ならやま小中学校」に、新設の小・中学校名を「ならやま小学校」「ならやま中学校」に決定しました。校章は公募、校歌は、歌詞は公募で、曲は業者によって作成され、開校準備委員会で決定しました。

⑤大阪府豊中市の庄内さくら学園です。開校時期は令和5年4月です。施設区分は義務教育学校です。統合等の経過は庄内小学校、野田小学校、島田小学校と第六中学校、第十中学校の統合3小2中の統合です。校名は公募し、教育委員会で検討し、「庄内さくら学園」に決定しました。校章は、3小2中の子どもたちからアイデアを募集してデ

ザイン化し、アンケートを実施して決定しました。校歌は校区内の大阪音楽大学講師に作成を依頼されました。

以上のように、統合校の校名は公募する流れが一般的で、本市においても宇治黄檗学園では公募しています。

また、宇治黄檗学園以外の4事例を見ていくと、統合校の名称に統合前の学校名を使用せず、施設一体型小中一貫校では中学校自体は統合していないものの、新しい中学校名にしていることや、小学校と統一した名称にしていることが見受けられます。

次に、西小倉地域の小中学校についてですが、

西小倉小学校は、昭和44年に17学級637人で小倉小学校から分離開校し、昭和52年に最大学級数33、最大児童数1,377人となりました。

北小倉小学校は、昭和48年に12学級、435人で西小倉小学校から分離開校し、昭和52年に、最大学級数31、最大児童数1,258人となりました。

南小倉小学校は、昭和53年に20学級、834人で西小倉小学校・北小倉小学校から分離開校し、昭和55年に最大学級数30、昭和56年に最大児童数1,043人となりました。

西小倉中学校は、昭和53年に9学級、834人で北宇治中学校から分離開校し、昭和60年に最大学級数24、最大児童数1,003人となりました。

4ページ目には、(仮称)西小倉地域小中一貫校の校区の大半が巨椋池干拓田にあたることから、巨椋池の歴史等を参考までに記載しております。

抜粋して説明すると、

万葉集では「巨椋入江」、江戸時代の古地図などでは「大池」という名称が使われており、「巨椋池」という名称は、近代に入ってから使われ始めたということ。

蓮の名所で、盂蘭盆会前後が見ごろで船や観覧席が設けられたこと。

鳥類は63種、魚の種類は43種生息しており、貝類は琵琶湖に次ぎ国内で2番目に種類が多く36種生息していた、などです。

最後のA3のページには、巨椋池や西小倉地域と3小1中の歴史・変遷を記載しています。

一番左の「巨椋池／西小倉地域」の欄ですが、昭和35年は地域人口が165人だったところ、5年後の昭和40年には10倍の1,700人となり、10年度の昭和45年には60倍以上の10,300人まで急激に人口が増加したことがわかります。

3小学校と1中学校の沿革を記載しております。

以上、長くなりましたが「(仮称)西小倉地域小中一貫校の校名等の検討について」の説明とさせていただきます。

《グループごとの意見交流(20分)》

《グループごとの報告》

[A グループ]

- ・小学校名、中学校名、愛称全てを公募で決めてはどうか。
- ・今ある『西小倉小学校』、『西小倉中学校』を残し、愛称を『西小倉学園』とすればわかりやすいのではないか。
- ・『巨椋』という言葉はいいが、『西巨椋』とするのは地理的にも合わない。
- ・『小倉小学校』がすでにあるので、『巨椋小学校』とするのはややこしい。
- ・新しい立派な校舎ができるので、それに負けないような教育を行って子どもを育てほしい。
- ・校章や校歌も公募にしてはどうか。
- ・宇治観光大使に協力してもらい、校歌の歌詞や校章のデザインを出してもらい、その上で公募をしてはどうか。
- ・『西小倉小学校』や『西小倉中学校』という校名をそのまま使うにしても、広く意見を聞いて決めていってはどうか。

[B グループ]

- ・『西小倉中学校』という名前にも思い入れがあり、名前を残したいと思う人もいると思うが、小学校だけ新しい名前にするかや小学校、中学校ともに名前を変えることも考えられるのではないか。
- ・名前を残すという方法でなくても元の学校を大切にできるように、学校への思いもアンケートなどで聞いてはどうか。
- ・『西小倉』という名前にはなじみがあるので、『西小倉（西巨椋）学園』としてはどうか。

[C グループ]

- ・3小学校が統合されるので、『西小倉小学校』にすると『北小倉小学校』や『南小倉小学校』が吸収されるようで寂しいので、小学校名は公募で決めてはどうか。
- ・『西小倉中学校』は、歴史があり、地域にもなじんでいることから、中学校名はあえて変えなくてもいいのではないか。
- ・『西小倉学園』として地域にもわかりやすくしてはどうか。
- ・校章や校歌を決める時には、子どもたちも参加できるようにし、個人やグループなどいろいろな意見がでるように工夫してはどうか。
- ・3小学校の校歌のフレーズや子どもから出てきたフレーズなどを入れてA Iに作詞してはどうか。

事務局： 短時間ではありましたが、校名等の検討についてグループごとに活発な交流を行っていただき、ありがとうございました。校名等の検討につきましては、皆様からいただきました意見も参考にさせていただき、子どもたちの思いなども大切にできるように方策を検討してまいりたいと思います。

④ その他

事務局から「その他」について説明する。

《事務局から説明》

(仮称)西小倉地域小中一貫校の整備に伴い、この間、調整してきた内容や、今後の予定、対応等、4点、ご報告させていただきます。

1点目は工事期間中の西小倉中生徒の体育・部活動についてです。

令和6年1月以降工事が始まりまして以後の、西小倉中学校の体育の授業や、一部の部活動実施については、原則、近隣の小学校である西小倉小学校と南小倉小学校を使用して実施することで調整をしております。部活動は平日の放課後に使用することとなりますので、遊びに来ている小学生とは活用範囲を分けて、部活動を行います。

2点目は仮橋の設置工事についてです。

西小倉中学校敷地の南側、井川に架ける仮橋については、工事車両用の橋となりますが、12月から工事開始までの期間に工事を行う予定です。それに伴い、府道側で工事を行っている期間は、夜間に片側交互通行、学校側、管理用通路側で工事を行っている期間は、管理用通路を使用する歩行者へはう回をお願いする期間が生じます。

3点目は体育館等の空調についてです。

この間、学校部会においても多くのご意見をいただきまいりました体育館空調につきまして、市全体としても設置していくという方針を持ち、(仮称)西小倉地域小中一貫校につきましても、今後、空調設置の設計を行い、令和8年4月開校時に向けての工事の中で、設置できるよう、スケジュール等調整を行っていくように予定し考えております。

4点目は建物工事契約の状況とスケジュールについてです。

(仮称)西小倉地域小中一貫校の建物工事については、建築工事・電気工事・機械工事に分けて入札を行っておりまして、既に建築・電気工事については、入札を終えておりますが、機械工事については、やり直し等あり、入札はこれからとなります。今後の予定といたしましては、3工事とも12月議会に契約内容を提案させていただき、1月に本契約を締結する予定としています。なお、これから調整となりますが、今後1月下旬以降に工事説明会を行い、その後、工事着手を考えております。

[質疑]

委員長：工事期間中の中学生の体育や部活動は小学校に支障なく行えるのか。

事務局：小学校の時間割等を調整し、小学校の活動に影響が出ないように活動できるよう計画している。

委員長：体育館の空調については、第1体育館と第2体育館につくのか。

事務局：第1体育館と第2体育館に加えて武道場にも設置する予定である。

⑤ 閉会

委員長が「西小倉地域小中一貫校整備検討委員会第15回学校部会」の閉会を宣言する。

閉 会 (20時20分)